

モデル地区イメージ

指導基準に基づいて作成したモデル屋外広告物を「伊勢志摩屋外広告物沿道景観C地区」の指導基準に基づいて設置した場合の地区イメージです。

地域の皆様の協力により、高さや面積、色彩等に配慮した屋外広告物を設置することで、将来にわたって伊勢志摩の良好な景観を維持、創出します。



問い合わせ先

三重県県土整備部景観まちづくり課 電話059-224-2748 FAX059-224-3270
三重県志摩建設事務所 管理課 電話0599-43-9627 FAX0599-43-1353

伊勢志摩屋外広告物沿道景観C地区 基本方針及び掲出基準(概要版)

基本方針(基本構想)

本県は、豊饒な伊勢の海や黒潮踊る熊野灘など情景豊かな自然景観に恵まれ、また、古くから東西の文化が出会い、融合する交通の要衝として、多くの歴史と文化に彩られた景観がみられます。

そのなかで志摩地域は、英虞湾や的矢湾などのリアス式海岸と島々や養殖筏がおりなす美しい自然景観が見られ、地域全体が伊勢志摩国立公園に指定されています。

このような美しい景観は、県民共通の資産であり、観光などで本地域を訪れる人々にとっても重要な要素となっており、次世代へ引き継いでいく必要があります。

平成22年2月に実施した県民の景観意識アンケート調査では、「将来残したい景観」について、歴史・文化的景観に続いて「海岸の景観」が第3位に挙げられています。

一方、「景観の美しさを損ねているもの」として、「屋外広告物」が第4位に挙げられており、「良くない印象」を持つ県民が多数います。その理由として、「派手な色彩」「数の多さ」「場所」が挙げられています。

また、美しい景観づくりを進めるため必要な行政の取組としては、「建築物や広告、看板等に対し、基準やルールを定め、誘導する」が第1位となっています。

これらのことから、「良好な景観の保全と創出」に向け、屋外広告物についても「規制と誘導」のルールづくりが求められていると考えられます。

国道260号は、志摩地域における幹線道路で、志摩地域の中心市街地から志摩半島先端の御座白浜を結び、沿道にはリアス式海岸などの豊かな自然景観が見られるとともに、地域住民の生活空間としての沿道景観が形成されています。

志摩地域の特性を生かした良好な景観を保全・創出し、将来に残していくために、国道260号沿いの屋外広告物の掲出について、形状・色彩等の基準を定め、より良い広告景観を誘導していく必要があります。

伊勢志摩屋外広告物沿道景観C地区



基本的事項

- 屋外広告物は、周辺の景観に配慮し、景勝地の雰囲気や阻害するものでないこと。
- 屋外広告物の面積及び高さは、必要な範囲において最小であること。
- 屋外広告物の色彩及びデザインは、地域の特性を尊重したものとすること。

掲出基準

1. 共通基準

許可基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準
<ul style="list-style-type: none"> ●道路を占有する広告物は、道路法及び道路交通法の規定による許可を受けていること。 また、道路交通に影響を与えるものでないこと。 ●容易に腐朽又は破損しない材料を使用し、また、必要な構造計算に関する基準については、建築基準法及び関係法令に違反しておらず、かつ、風雨、地震等の衝撃によって容易に破損、倒壊、落下、飛散等のおそれがないこと。 ●屋外広告物（自家用広告物除く）については、管理者名、住所、電話番号等連絡に必要な事項を見やすい箇所に表示すること。 		<ul style="list-style-type: none"> ●野立広告物の周辺には、つつじ、さつき等地域性の高い低花木の植栽を施すこと。 ●ベースカラーは、周辺の景観に配慮し、暖色系（YR～2.5Y）の色相、海と岩のイメージの青色又は真珠のイメージの真珠色（メタリック調）を用い、低彩度（3未満）かつ中高明度の色彩とすること。 ●色彩は、無彩色及び3色程度とし、補色を極力避けること。また、鮮やかな色（彩度7以上）は原則として使用しないこと。 やむを得ず使用する場合は、文字を細くし、又は、アクセントとしての使用（表示面10%以内）にとどめること。 ●広告面には、電飾を使用しないこと。 ●広告面に写真を使用する場合は、志摩市の特産物・自然・歴史・文化を表現するものとし、面積は広告面の1/2以内とする。ただし、自然景観を背景として用いる場合はこの限りでない。 ●広告物は地域を特徴づける地場産材を出来る限り活用すること。

2. 禁止地域の自家用広告物（営業の為、自己の店舗や工場等の敷地内に設置する広告物）

	許可基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準
壁面広告	同一壁面面積の1/4以下 壁面上端及び両側端から突き出ないもの 窓その他の開口部を覆わないもの	同一壁面面積の1/6以下 壁面上端及び両側端から突き出ないもの 窓その他の開口部を覆わないもの	同一壁面面積の1/10以下 壁面上端及び両側端から突き出ないもの 窓その他の開口部を覆わないもの
突出広告	1面の表示面積は10m ² 以下 上端は、取付壁面の高さを超えないこと	1面の表示面積は3m ² 以下 上端は、取付壁面の高さを超えないこと	1面の表示面積は1.7m ² 以下 上端は、取付壁面の高さを超えないこと
屋上広告	地上から設置箇所までの高さの1/3以下かつ7m以下 地上から広告物の頂点まで51m以下 木造建築物に掲げるものでないこと	1面の表示面積は12m ² 以下 地上から設置箇所までの高さの1/4以下かつ5m以下 地上から広告物の頂点まで51m以下 木造建築物に掲げるものでないこと	1面の表示面積は10m ² 以下 地上から設置箇所までの高さの1/4以下かつ5m以下 地上から広告物の頂点まで51m以下 木造建築物に掲げるものでないこと
広告板	1面につき15m ² 以下 高さは5m以下	1面につき8m ² 以下 高さは5m以下	1面につき5m ² 以下 高さは5m以下
広告塔	表示面積は合計40m ² 以下 高さは5m以下	1面につき4m ² 以下 高さは5m以下	1面につき2.5m ² 以下 高さは5m以下
サイン・ポール	1面につき5m ² 以下 高さは5m以下	1面につき2m ² 以下 高さは5m以下	1面につき1.7m ² 以下 高さは5m以下
広告旗	大きさは2m ² 以下	大きさは2m ² 以下	大きさは2m ² 以下



自家用広告物の例



一般広告物の例



管理広告の例

3. 許可地域の自家用広告物（営業の為、自己の店舗や工場等の敷地内に設置する広告物）

	許可基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準
壁面広告	同一壁面面積の1/2以下 壁面上端及び両側端から突き出ないもの 窓その他の開口部を覆わないもの	同一壁面面積の1/4以下 壁面上端及び両側端から突き出ないもの 窓その他の開口部を覆わないもの	同一壁面面積の1/5以下 壁面上端及び両側端から突き出ないもの 窓その他の開口部を覆わないもの
突出広告	1面の表示面積は20m ² 以下 上端は、取付壁面の高さを超えないこと	1面の表示面積は3m ² 以下 上端は、取付壁面の高さを超えないこと	1面の表示面積は1.7m ² 以下 上端は、取付壁面の高さを超えないこと
屋上広告	地上から設置箇所までの高さの2/3以下もしくは20m以下 地上から広告物の頂点まで51m以下 木造建築物に掲げるものでないこと	1面の表示面積は22m ² 以下 地上から設置箇所までの高さの1/3以下かつ10m以下 地上から広告物の頂点まで51m以下 木造建築物に掲げるものでないこと	1面の表示面積は20m ² 以下 地上から設置箇所までの高さの1/3以下かつ10m以下 地上から広告物の頂点まで51m以下 木造建築物に掲げるものでないこと
広告板	1面につき35m ² 以下 高さは10m以下	1面につき20m ² 以下 高さは10m以下	1面につき10m ² 以下 高さは10m以下
広告塔	表示面積は合計70m ² 以下 高さは15m以下	1面につき10m ² 以下 高さは15m以下	1面につき5m ² 以下 高さは15m以下
サイン・ポール	1面につき5m ² 以下 高さは7m以下	1面につき2m ² 以下 高さは7m以下	1面につき1.7m ² 以下 高さは7m以下
広告旗	大きさは2m ² 以下	大きさは2m ² 以下	大きさは2m ² 以下

4. 許可地域の一般広告物（自己の店舗や工場等の敷地以外の場所に設置する広告物）

	許可基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準
壁面広告	同一壁面面積の1/2以下 壁面上端及び両側端から突き出ないもの 窓その他の開口部を覆わないもの	同一壁面面積の1/4以下 壁面上端及び両側端から突き出ないもの 窓その他の開口部を覆わないもの	同一壁面面積の1/7以下 壁面上端及び両側端から突き出ないもの 窓その他の開口部を覆わないもの
突出広告	1面の表示面積は20m ² 以下 上端は、取付壁面の高さを超えないこと	1面の表示面積は3m ² 以下 上端は、取付壁面の高さを超えないこと	1面の表示面積は1.7m ² 以下 上端は、取付壁面の高さを超えないこと
屋上広告	地上から設置箇所までの高さの2/3以下かつ20m以下 地上から広告物の頂点まで51m以下 木造建築物に掲げるものでないこと	1面の表示面積は20m ² 以下 地上から設置箇所までの高さの1/3以下かつ7m以下 地上から広告物の頂点まで51m以下 木造建築物に掲げるものでないこと	1面の表示面積は15m ² 以下 地上から設置箇所までの高さの1/4以下かつ7m以下 地上から広告物の頂点まで51m以下 木造建築物に掲げるものでないこと
広告板	1面につき35m ² 以下 高さは10m以下	1面につき20m ² 以下 高さは10m以下	1面につき5m ² 以下 高さは10m以下
広告塔	表示面積は合計70m ² 以下 高さは15m以下	1面につき10m ² 以下 高さは15m以下	1面につき2.5m ² 以下 高さは15m以下
サイン・ポール	1面につき5m ² 以下 高さは7m以下	1面につき2m ² 以下 高さは7m以下	1面につき1.7m ² 以下 高さは7m以下
広告旗	大きさは2m ² 以下	掲出禁止	掲出禁止

5. 禁止地域の管理広告（自己の管理する土地又は物件に管理上の必要により設置する広告物）

	許可基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準
管理広告	1面につき7m ² 以下 内容は必要な文言に限る	1面につき3m ² 以下 内容は必要な文言に限る	1面につき1.7m ² 以下 内容は必要な文言に限る

【用語説明】

- 景観風致維持基準：条例、施行規則の許可基準に替えて適用する基準であり、基準を満たしていない屋外広告物は許可されません。なお、既に適法に掲出されている屋外広告物については、その残存耐用年数が満了するまで掲出することができます。
- 景観形成指導基準：より良好な景観の形成を積極的に推進するために設けており、屋外広告物の掲出に際して、尊重していただく基準です。
- 禁止地域：一般広告物を設置することができない地域
- 許可地域：広告物を設置するのに許可が必要となる地域